

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和7年12月8日(月)午前10時～午後0時8分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 水野忠三 副委員長 堀江珠恵 委員 片岡健一郎
委員 谷平敬子 委員 大野慎治 委員 井上真砂美
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明員 市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、
教育部長 石川文子、総務部専門監 西山慎太郎
行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、協働安全課長 竹井鉄次、同統
括主査 須藤隆、市民窓口課長 佐野亜矢、同統括主査 櫻井祥人、同統括主査
須田かおる、長寿介護課長 浅田正弘、同主幹 新中須俊一、同統括主査 石井
陽平、こども家庭課長兼地域交流センター長 佐久間喜代彦、同統括主査 南
端隆佳、都市整備課長 加藤淳、同統括主査 澤井雅史、会計管理者兼会計管
財課長 若森豊子、同統括主査 森吉正、学校教育課長 酒井寿、同学校給食セ
ンター所長 佐藤さとみ

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第76号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第77号	岩倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第80号	岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第90号	五条川小学校区統合保育園建設工事の請負契約について	全員賛成 原案可決
議案第91号	公の施設の指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決
議案第92号	公の施設の指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決
請願第6号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	全員賛成 一部採択

◎委員長（水野忠三君） それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。

皆様、おはようございます。ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案6件、請願1件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長（西井上 剛君） 改めまして、おはようございます。

今日、委員会でございますが、私が挨拶させていただきますように、こども家庭課の案件が中心になってございます。条例の制定が2件、改正が1件、契約案件が1件。また、それとは別で、私のところではないんですけども、指定管理者の指定も2件ございます。

条例の制定につきましては、誰でも通園制度の開始に向けた条例ということで、新規、完全な制度の制定になります。

グループ長以上が出席しておりまして、丁寧な回答に努めさせてまいりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第76号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） まず、そもそもというか、児童福祉法の一部を改正なんですけれども、また新たにこの条例に関する条例ということで、条例にするのはなぜかをちょっとお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 今回改正となっている一部改正の内容というものが複数の条例で共通の条文として制定されているということで、一つ一つの条例を一部改正するのではなく、まとめて改正するために一つの条例として整理するものです。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと改めまして、今回、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、一部を除いて10月1日から施行されているということでもあります。

それで、法律の引用する際の条文における項が追加となったということで改正されるというふうに理解しているわけではありますが、この項の追加のところをもう少し具体的に、どういうふうにどういう部門が、どういう内容が追加になって項ができたのかというところを少し説明していただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 児童福祉法の第33条の10におきまして、こちらでまず被措置児童等虐待というものの定義がされております。そちらは、児童福祉施設の中での虐待ということの事例を例示しているというところがまず第1項で上げられております。

2項以降では、その所管の行政庁ということで、それぞれの施設についての所管する行政庁というものはどこに当たるかということを示しております。

第3項のほうにおきましては、審議会等というところで、この被措置児童等虐待があった場合の事実確認と対応方法についての報告を求める審議会等についての説明がなされているということで、こちらが新たにそれぞれの各項で加わったということになっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

ちょっと改めてこの項が追加になったところが今頃なのかなというところが少し気になるところでありますけど、法律でありますのでここではお聞きしませんけど。

この法律が公布されて、一部を除いて今年の10月1日から施行ということではありますが、条例は公布の日から施行というふうになっておりますが、この点については何か問題はないのか、この点について教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） こちらについて、条例改正の根拠となります児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令という内閣府令が、令和7年9月10日に公布されております。それで令和7年10月1日施行ということでありましたので、今回の改正をお願いしているものでございますので、公布の日からの施行ということで特段問題はないと考えております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） 私からは1点お聞かせいただきたいと思います
が、今まで先ほども説明があったように、児童福祉施設の職員とか里親とか
の虐待があった場合は報告する義務というのがあったんですけれども、今回
それが保育園の保育施設のほうにも加わったということで理解をしております。

これは全国的にも保育施設等の虐待とかがあったと受けてのこれが加わっ
ていったかと思うんですが、今後、保育園等で保育を支援する者が虐待をし
た場合、保育園は市が実施主体ではありますが、市内でこういった報告があ
った場合は市ではどういった対応を行っていくのか、県で行っていくのか、
そういった具体的にこの運用をされる中での流れのほうを教えていただけま
らと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） まず、そうい
った事例を目撃した職員なりにつきましては、直ちに市のほうに第一報を入
れるという形になります。

その後、その報告を受けた市のほうでは、その施設の形によって所管する
行政庁へ報告をしていくということになりますので、民間保育所ですと愛知
県が所管の行政庁になりますし、小規模保育事業所等は市がそのまま所管の
行政庁になります。

そこの所管の行政庁で調査や事実確認を行った上で対応方法を検討してい
くということになっていきます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第76号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第76号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第77号「岩倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 岩倉市の特定乳児等通園支援事業運営に関する基準が説明資料のほうに詳しく述べられて記載されているわけですがけれども、その中のちょっと気になるのが1つ、ずうっと気になっているものなんですけれども、第1章の総則のほうで、特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する対象小学校就学前子ども、就学前の子どもなんですけれども、その意思及び人格を尊重するという文面が載せられていて、小学生以前の子どもたちの意思及び人格というものの判定方法ですか、判断方法ですか。尊重するということが書いてあるんですけれども、その辺を具体的にどう行ったらいいのか、その辺、教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 本条例第2条、一般原則第2条の第2項のところですね。こちらの中で、対象の就学前子どもの意思及び人格を尊重して、特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならないというふうにされております。

こちらの意思の確認と言われましても、特段何か手法が確立されているわけではございませんで、本当に一般的な職員と子どものやり取りの中で嫌がることを無理やりさせないとか、何かしら泣いたり笑ったり、意思表示をすることをきちんと受け止めて事業を行ってくださいという一般的な原則が書かれているというふうに理解しております。

◎委員（井上真砂美君） 人格の尊重というのは、事業者においてその子どもに対して人格を尊重しなきゃいけないということなんで、私も納得できるんですけれども、子どもの意思の尊重というのが、意思というのは結構態度と反対のことが出たりするので、ひょっとしたらこれは後ろのほうにありま

す虐待と総合的に判断するということの捉え方と結びつけてもいいのかというふうな気持ちでいるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君）　そうですね、本当にまだ言葉を発しない乳児であったり、言葉を発してもそれが文章にならないような1歳児、2歳児のところで、そういった子どもたちであってもやはり何かしら意思を表面に表す、感情を表面に表すということがありますので、それについてむげに押しえつけるのではなく、この子が例えば泣いているならどうして泣いているのかなとか、そういった事業者の職員の側でそれを思いやって、じゃあ、おなかが空いているのかな、おむつが気持ち悪いのかな、そういったことをこちらで推しはかって支援を提供していくということです。

当然それを無視して、事業者の側の都合でいろんなことを押しつけていくということは、程度にもよりますけれども、それが行き過ぎると当然それは虐待につながっていくという、そういったこともあるかなとは思っております。

◎委員長（水野忠三君）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　私は、この2条の一般原則というのは非常に大事なところだというふうに思っています、当たり前のこと書いてあるわけですけど、改めて今の説明で大事なことだなというふうに思いました。

それで、私が聞きたいのは6条ですね。6条にあっせん及び要請に対する協力というところがあります。それで、これは市が行うあっせん及び要請に対してできる限り協力をしなければならないという義務規定です。

それで、市が行うあっせん及び要請というのは具体的にどういうものが想定されているのか、説明していただきたいと思えます。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君）　この誰でも通園事業について、例えば子育て支援センターの利用者支援の中であったりとか、そういった保護者が集まる場とかでそういう誰でも通園を利用したいというような話があったときに、ここの施設でやっていますよというようなことを紹介したりとか、主にはそのようなことがあるかなと思っております。

また、誰でも通園の利用のニーズというものが今後増加していくと、そのような場合には、市全体の計画として事業者に定員の増加を要請するとか、そういったようなことも想定されると思っております。

◎委員（木村冬樹君）　分かりました。

できる限りというふうに書いてあるものですからね、定員増だとかね、そ

ういうところはどういうふうに見るのか。しなければならぬですから、義務でもあるわけで、まだ具体的にどういうふうになっていくのか、ちょっと運用が始まってから様子を見ていかなきゃいけないかなというふうには思っています。施設を紹介して、その利用者の例えば家に近いところとかそういうところを紹介したりという、そういうような作業かなというふうには思っています、具体的には。

それで、次に本会議でも質疑がありました12条の支払いについてお聞かせください。

本会議の質疑でどういったような上乘せ徴収、実費徴収があるのかということは大まかに分かって、岩倉で実施する場合は給食等がないものですから、食事の提供等はないものからそういうことは発生しないということだとか、日用品といっても6か月から2歳児までということ、そんな高額なものにはならないのかなというふうには思っているところです。

それで、改めまして正確に理解するという点で、法定代理受領ということが書かれていますので、法定代理受領の場合はどういうふうな支払いの流れになるのか、それから受けない場合はどういう支払いの流れになるのかということ、ちょっと改めて教えていただきたいと思えます。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君）　こちら、法定代理受領というものですけれども、通常、給付というものが、こちら乳児等支援給付という給付に令和8年度からなっていくんですけれども、その給付が本来のその法律の立てつけといいますか、仕組みとしてひもときますと、まず保護者がその利用した施設に必要な費用を支払った後に、市が保護者に対して国で定められた、いわゆる公定価格ですね、そのサービスに対してはこれぐらいの費用がかかりましたよという価格を市から保護者に対してお支払いするというものが給付と、この乳児等通園支援給付というふうになっております。

ですけれども、その市と保護者のやり取りを省いて、直接乳児等通園支援事業者が保護者の代わりに市から直接その給付を受けるということを法定代理受領というふうに言っております。

◎委員（木村冬樹君）　分かりました。

介護保険とかそういうのもそういう形になってきているのが法定代理受領という形だと思います。

だから、受けない場合というのはほとんどないのかなというふうには思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君）　法定代理受領

を受けないケースというのほとんどないと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 新しい条例ですから、ちょっと何点か聞いて申し訳ありません。

この12条の5項で、これは非常に大事な規定であるというふうに思います。だから、要するに上乘せだとか実費徴収する場合については、きちんと書面によって説明をして同意を得なければならないということではありますが、この辺はもちろんここに書いてあるものですから、そのままやられていくというふうに思いますが、どのような流れで保護者のほうに説明をして同意を得るといふ形になっていくのか。

介護保険なんかを想定すると、介護でも重要事項みたいなのを説明して同意を得てということがありますが、そういう形でのものになっていて、例えば文書で同意を得るといふことは署名をいただくとか、そういうような形になっていくのか、少し説明をお願いしたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 初回の利用の前に必ず面談を必要としておりますので、その面談の際には必ず説明をさせていただく形になると思います。

また、こども家庭庁がつくる統一的なシステムの方法が今準備されておりますので、そちらの中でも施設ごとにどういった費用がかかってくるのかとか、そういったことも見られるようなページが準備されるのではないかなというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

恐らく国のほうで、こども家庭庁のほうでそういうシステムができて案内がされるという形になってくるのかなと思いますし、同意ですから署名が必要になるという形になるのかなというふうに思いますので、その辺はそういう理解でいいのかということだけを教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） はい、そのように考えております。

◎委員（木村冬樹君） 次に、15条の評価についてであります。

ここでは、自己評価は必ずやらなければならないという形になってくるのかなと思いますし、第三者による外部評価も努力義務になっているわけですが、この辺はどのような形に具体的になっていくのか。第三者評価までやっていくという事業所が岩倉市の場合は想定できているのかどうか、こういった点について教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 現時点で考えているのは、自己評価を行ってそれを改善に生かしていくというところまで

でして、第三者のほうについてはちょっとまだ明確に方針は決まっておられませんので、各法人さんの状況にもよると思いますので、できれば行っていただきたいという形でのお願いはしておりますけれども、なかなか踏み込むのは難しいかなというところでおります。

◎委員（木村冬樹君） もう一点、これも本会議で少し質疑がありましたが、20条の勤務体制の確保等というところで、本会議ではその職員体制というのは今岩倉で想定している事業所についてはまだはっきりしていないということでありましたが、3項に研修の機会を確保しなければならないということで、この研修というのはどういう内容になっていくのかということと、何かこども家庭庁で用意がされるのか、あるいは誰でも通園制度の資質の向上ということでもありますので、しかしながら保育全体に関わる最初の一般原則に書かれているようなこともしっかり身につけるといふことでの研修も必要かなというふうに思いますけど、どのような研修を想定しているのか。

状況が、まだこれは決まっていなければ決まっていなくていいですけど、教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 職員の資質の向上のための研修という観点におきましては、誰でも通園支援事業も保育指針に沿って行うということにされておりますので、そういった点では通常の保育と大きく共通する部分もあると考えておりますので、市ではほぼ毎月に近い形で保育士研修を実施しておりますので、そちらの研修にも参加していただくかなということも考えております。

あと、こども家庭庁のほうでも乳児等通園事業者のための研修資材を開発するというふう言われておりますので、その研修資材が公表されればそれを活用して各施設のほうでも研修を行っていただくというようなことが考えられます。

◎委員（大野慎治君） すみません、最後に基本的なことを教えてください。

この条例は従うべき基準が、国の基準においてですね、従うべき基準または参酌すべき基準というふうに区分されているんですが、本条例においては全て国の基準どおりとしていると。

参酌というのは、基本的には国の法令を参考にしながら地域の実情に応じた基準を設けることということになっているんですが、これは愛知県内も近隣市町も、これはほとんど国の基準のとおり条例を制定しているのか、それとも実情に応じた条例を制定しているところがあるのか、お聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） すみません、

一条一条が他市でどのようにというところまではちょっと把握はできておりませんが、総じて近隣で相談なり担当者の会議を進めていく中では、基本的には国の内閣府令に沿った形での制定を考えているというふうに聞いております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） 私も3点ほどお願いいたします。

今回、この条例は運用に当たっての基準になっていくので、少し細かいですけれども、聞いていきたいと思えます。

まず1点目が、第5条ですね。こちらのほう、正当な理由がなければこれを拒んではならないというふうになっておりますが、具体的にどんな例があるのかというのを少しお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 例えば、断る理由として、例えば災害でもう施設が使えなくなってしまったとか、あとはインフルエンザ等感染症で保育士がちょっと勤務できない状況にあるとか、一般的に考えてやむを得ない、それは受入れは難しいですねという場合を除いて拒否はできないということで、誰々、外国籍の子は嫌だとか、何かそういったことはできませんよということで考えております。

◎副委員長（堀江珠恵君） ありがとうございます。

災害とかそうやって保育士さんの体調不良とか、そういった理由であるということでもちょっと安心しました。

次は28条のほうになっていくんですが、28条のほうで苦情の解決という部分になっていくんですが、28条、苦情を受けるための窓口の設置というふうになっているんですが、これは今現状でもこういったケースがあった場合、苦情の窓口というのを設置しているかと思えます。

これを新たに設けていくのかそれとも今までと同じような形でやっていくのか、この辺り、この条例を受けてどういった形になるのか教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 既にそれぞれの施設で今現にやっている幼稚園なり病児保育のほうで苦情処理の相談窓口という、第三者委員なりを設置しておりますので、そちらで兼ねていただくことになるかというふうに思っております。

◎副委員長（堀江珠恵君） 分かりました。

じゃあ、新たなる設置というふうではなく、現行のやつをやっているのをそのまま継続していくというので理解いたしました。

そして、最後、3つ目なんですけど、30条のところになります。こちらは

事故発生の防止等及び発生時の対応ということになっていくんですけども、こちらのほうは新たにマニュアルを作成していくとか、この事故発生防止、発生した場合にどういった対応していくのかということを具体的にどういうふうにしていくのか、その辺の辺りを少し教えてください。

◎**こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君）** 事故発生時の対応というところも、こちらは発生防止のための指針を整備することというふうにされておりますので、各事業者の中でそういった対応のマニュアルを作成していただくということにはなるとは思いますけれども、そちらも既にもともと実施している幼稚園等の教育等があって、そちらで当然事故発生時の対応のあれがありますので、それをベースに誰でも通園用にちょっと直したものを作成していただくという形になると考えております。

◎**副委員長（堀江珠恵君）** 分かりました。

事故と、そういったものはあってはならないとは思いますが、マニュアルに沿ってやってもやっぱり事故は発生する可能性、リスクというのはあると思うので、こちらのほうをしっかりと設けていただけたらというふうに思います。

◎**委員長（水野忠三君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎**委員長（水野忠三君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（水野忠三君）** 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（水野忠三君）** 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第77号「岩倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎**委員長（水野忠三君）** 挙手全員であります。

採決の結果、議案第77号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第80号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 健康診断の関係の、重複して受けなきゃいけないということにしないための改定だというふうに思っていますが、健康診断というのはやっぱり一定の期間が有効というふうに思われますが、そういった日にち的な縛りみたいなものは国のほうで何か定められているのでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 健康診断や乳幼児に対する健康診査の結果につきましては、あくまで診断等を行った時点での結果という意味において特に有効期限があるものではないということです。

ただ、この条例第17条の条文の趣旨は、施設として乳幼児の健康状態を適切に把握することを義務づけるものであるため、一般的に、診断を受けた時点から相当な年月が経過したものをそれでもって健康状態を把握するということは適切でないとは考えております。

◎委員（木村冬樹君） 今の説明だと、ちょっとなかなか少し曖昧さが残るもんだから、実際の運用はどうなっていくのかなというところが少し分からないところなんですけど。

だから、例えば保護者のほうからこれでいいでしょうみたいなふうに言われたらそのまま受けていくのかどうか、その辺はどんなような考えで保育所等では判断されるのか、もう少し具体的に明確にしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 運用としては今までどおり、基本的には委嘱している園医のほうでの健康診断を受診していただくということをお大前提として、あとは保護者の方とのやり取りで、どうしてもなかなかお仕事の都合等で行けないとかといった場合とかにはちょっと相談に乗るという感じですが、それでもやはり年少さんで入園するのに1歳半健診の結果をそのまま使うとか、そういったことは適切でないというふうには考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） 私からも1点お聞かせください。

基本的なことであれなんですけれども、この乳幼児という中でもゼロ歳か

ら2歳児、先ほど木村委員のほうでもあったんですが、有効期限のほうとかも含めて、健康診査、そもそも乳幼児のそのゼロ歳児から2歳児で受けている健康診断と、じゃあ、初めて入園するときの健康診断、この健康診断の項目とかそういった部分はあるまい違いはないというふうな理解でよろしかったでしょうか。

◎**こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君）** 法令で定められている1歳半検診とか3歳児健診と健康診断と、項目に違いはないというふうに考えております。

◎**委員長（水野忠三君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎**委員長（水野忠三君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（水野忠三君）** 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎**委員長（水野忠三君）** 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第80号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎**委員長（水野忠三君）** 挙手全員であります。

採決の結果、議案第80号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎**委員長（水野忠三君）** 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第90号「五条川小学校区統合保育園建設工事の請負契約について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（水野忠三君）** 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） この議案が議決後に契約ということになっていくと思うんですけども、実際に工事が始まるに当たって、近隣の住民の方たちへの周知、また安全対策や騒音対策みたいなものはどんなものを今考えられているのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎都市整備課長（加藤 淳君） まだ少し本契約になっていないものですから、今、仮契約者とは今調整しているところでございますが、近隣の説明につきましては、一応来月契約を本契約後、少し年末年始がございまして、来月に少し行っていききたいと考えているところでございます。

騒音対策とかにつきましても、今業者とは調整中でございますが、1月、2月を準備工ということで今検討しておりますので、その準備工の中でどういうふうにしていくか検討していきたくて考えております。

◎委員（木村冬樹君） 11月の全員協議会の際に説明資料が出て、その時点ではまだ決まっていなかったものですから、その後議案が出されてきておりますので、ちょっといろんなところに資料があって探せないんですけど、落札額が決まってということで、落札業者が決まっているということでありませう。

それで、この財源についてはどういうふうになっていくのかなというところを、今現時点の考えを教えてくださいんですけど、地方債での額というものは、以前予算として持っていた部分を充てて一般財源を少し下げていくのかというような形になっていくのか、ちょっとまだこれからの検討なのかもしれないんですけど、状況を教えてくださいたいと思います。

◎健康子ども未来部長兼福祉事務所長兼子ども家庭センター長（西井上 剛君） 全員協議会の際にお示しした予算額11億3,400万に対して地方債のほうは10億7,000万、一般財源6,200万ということでございますが、今回の落札額との差の部分でそのまま一般財源が減るかということではなく、地方債の対象経費というものがございまして、基本的には予算額から落札額に案分して下がるような形が、地方債、一般財源も同じような比率で下がっていくということになると考えております。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

じゃあ、決まり次第、ちょっとまた情報提供していただきますようお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） すみません、ちょっとこの工事の関係とは離れてし

もうかもしれませんけど、もし教えていただければですけど。

五条川小学校区の統合保育園がつくられるということで、市民の中でこれから保育園に入園する人たちの希望というのがどのように変化しているのかなというところを知りたいんですけど。

ちょっと具体的に言うと申し訳ないんですけど、市民から相談があった件では、中部保育園が満員でなかなか入れなくてというところでどうしようという話の相談を受けたわけですけど、そういう保護者の方の希望の状況というのは、何かこの統合保育園ができることによって変化が生まれているんでしょうか、教えていただきたいと思います。

◎**こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君）** 中部保育園につきましては、統合園の影響云々というよりは、例年慢性的に混んでいる状態がずっと続いていると。市の中心部に近いところの園、ほかにも南部保育園も同じような状況でありまして、そういう意味ではその統合保育園ができるからどうというような声というのは、こちらではまだちょっと聞いていない状況です。

◎**委員長（水野忠三君）** よろしいですか。

◎**副委員長（堀江珠恵君）** 私からは1点教えていただきたいんですが、こちらは総合評価落札方式のほうについてなんですけれども、これはちょっと少し資料を見させていただくと、地域精通度、地域貢献度に関する事項の配点のほうで、1つ女性の活躍促進宣言の有無というところが評価のほうに入っております。これはなぜここにこういった項目が入ってきたのか、少しその辺を教えていただけたらと思います。

◎**会計管財課統括主査（森 吉正君）** 総合評価落札方式の入札を行うときにはあらかじめ落札者の決定基準を定めるということになっておりますけれども、その基準については、本市においては愛知県の総合評価落札方式の運用ガイドラインというのを参考に評価項目を設定しておりまして、その評価項目については愛知県の総合評価審査委員会において学識経験者の意見聴取を受けた上で、岩倉市の入札契約審査委員会において決定をしております。

◎**委員長（水野忠三君）** よろしいですか。

◎**委員（大野慎治君）** 多分、堀江委員の質問は、その女性活躍促進宣言とはどういうものなのかというのが、説明があったほうがいいのかと思います。

◎**会計管財課統括主査（森 吉正君）** 女性の活躍促進宣言といいますのは、2014年に開催されましたあいち女性の活躍促進会議で採択をされたあいち女性の活躍促進行動宣言の趣旨を踏まえて、各企業が女性の活躍促進に向けた

取組を表明するというもので、愛知県の男女共同参画推進課がその宣言の受理証明書を発行しておりまして、その証明書を持っている企業については加算点を与えるというような形で運用をしております。

◎委員（大野慎治君） ちょっと本会議で安全対策が総合評価の点数になっているかというような趣旨の質問があったんですが、もともとこれは工事成績で評価しているので、工事成績がよければ安全対策も工程管理も全て、施工管理も全て賄っているということなんですが、その趣旨で間違いはないでしょうか。

◎会計管財課統括主査（森 吉正君） 総合評価の評価項目では、企業の技術力に関する事項や配置予定の技術者の能力に関する事項において、過去の工事における安全対策も含めた工事成績を評価基準としていますので、その点で加算点に反映をされているということです。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

いいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第90号「五条川小学校区統合保育園建設工事の請負契約について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第90号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、議案第91号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題

といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 後の議案とも関連しますが、指定管理者の運営についてお聞きしたいんですけど、公共施設の再配置計画でいえばまだまだ譲渡してくというののは先の話になっているわけですけど、まだということで、現時点での指定管理者の運営で何か高齢化だとか行政区のそういった協力体制なんかがだんだん厳しくなっていく世の中になってきていると思っていますので、そういう点での運営上の支障が生じていないのか、全体的なところでお聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） こちらのほうの運営につきましては、各区において御苦労をいただいているというふうにお聞きしております。

利用なんかも、やはり利用される団体等の高齢化だったりに伴って数が減ったりというようなことで、事業数が、利用される方の団体さんなどが減ってきたりというような状況があるというふうにお聞きしておりますが、基本的には、やはりお地元の方のしっかりとした取組によって運営がなされているというふうに理解をしております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんかです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第91号「公の施設の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第91号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員会討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第92号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、請願第6号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」を議題といたします。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 質疑ではございませんが、提案でございます。
多岐の項目にわたりますので……。

◎委員長（水野忠三君） ほかの委員の方は質疑。

◎委員（大野慎治君） 質疑があるの。

◎委員（井上真砂美君） 請願項目がたくさんある中で、1つちょっと確認していただきたいんですけども、子どもの権利保障ということで記載されている中で、子どもの権利を保障する保育の質の向上という項目がありまして、国の基準、3歳児は15対1とか4・5歳児は25対1というふうな基準を実現してくださいというようなことがあるんですけども、当局に質問します。岩倉市の現在の状況を教えていただきたいです。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 本市につきましては、国のこの基準であります3歳児15対1、また4・5歳児25対1という部分につきましては、公立の部分では既に賄えているというふうに考えておりますし、私立のほうもこちらの形でできているというふうに聞いております。

またさらに、1歳児につきましては、国基準6対1のところを4対1で配置するというふうに手厚い保育士の配置も行っております。

◎副委員長（堀江珠恵君） すみません、1点だけお願いいたします。

子ども医療費の助成制度、愛知県のほうは18歳、入通院とも中学校卒業まで無料だったり、いろんな様々な条件で各自治体でやられているかと思うんですが、他県でこういった通院、通学ともに医療を両方とも無料で実施している県というのはどこだったりするのかというのを少しお聞かせください。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） 子ども医療費の状況でございますけれども、まず愛知県なんですけど、愛知県は通院が就学前、入院が15歳年度末までを助成対象としております。所得制限や一部自己負担は設けていない状況なんですけれども、本市では18歳までを通院、入院とも助成対象としております。

それで、先ほどの御質問の全国の状況なんですけど、例えばこども家庭庁で毎年調査をしておりますして、令和6年4月1日現在の状況で申しますと、全国全ての都道府県で子どもに係る医療費助成を実施しております。

その一方で、対象年齢の範囲ですとか所得制限の取扱い、あと一部自己負担の有無については自治体ごとに差があります。一番多く一部負担を設けず、所得制限も設けず、また対象年齢を18歳まで拡大しているところとしましては、群馬県と鳥取県という2県になっております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

◎委員（大野慎治君） 委員長、すみません。

多岐の項目でございますので、一つ一つ質疑をすると多大なる時間がかかりますので、4ページの【2】国及び愛知県に以下の趣旨の意見書を出してください。国に対する意見書と愛知県に対する意見書に絞って紹介議員の御理解が得られれば意見を取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） その点については、委員間討議の中でお諮りしたいと思います。

ほかに質疑がございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

先ほど、大野委員のほうから御提案がありました件について先にお諮りをしたいと思いますが、この請願書の4枚目、4ページ目ですかね。下のほうで大きな2番の、国及び愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。以下の部分、国に対する意見書、愛知県に対する意見書の部分に絞って検討するといいますか、議論するという御提案がありました。その点についてはほかの委員の方はどのようにお考えでしょうか。

◎委員（片岡健一郎君） 今、委員長から言われた御提案に賛同するところなんですけれども、この国及び愛知県に対する意見書、それぞれの中でも一致できるもの、できないものがあるかなと思います。

私からの提案としては、国に対する意見書の中で幾つかに絞る、県の中で幾つかに絞って一部採択という形を取ったらいかがかなと思います。

提案としては、国に対する意見書のほうでは、①国民健康保険の国庫負担の抜本的引上げと⑤加齢性難聴の補聴器購入と⑥18歳までの医療費無料制度、⑦小・中学校の給食費無償。ここについては、私は賛同できます。

2の愛知県に対する意見書の中では、②の補聴器購入、③の子ども医療費、④の学校給食無償化といったところが一致できるかな、賛同できるかなと思っております。なので、今の申しました計7点について一部採択という形がいかげかなと思いますが、お諮りいただきたいと思っております。

◎委員長（水野忠三君） ただいま片岡委員のほうから御提案がございました。

国に対する意見書、①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払え

る保険税にするために十分な保険者の支援を行ってくださいの部分と、⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。それから⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください、⑦小・中学校の給食費を無償にしてください。そして2番、愛知県に対する意見書の中の②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください、③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください、④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してくださいの国に対する意見書4件及び愛知県に対する意見書3件を一部採択するという御提案がございました。

この点について、他の議員の方、御意見、発言等があればお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 紹介議員としてあれですけど、もちろん毎年自治体キャラバンが行われて45年が経過したということでもあります。ですから、非常に多項目でこれまでも細かいところも含めて議論してきたというふうに思っておりますが、実現すると莫大な財源が必要だということだとかがあるわけで、この間と言えば国・県に対する意見書提出を一部採択してやってきたということがありますので、その点についてはその方向で議論していただきたいというふうに思っています。

片岡委員の提案のとおりで合意ができればというふうに思っておりますが、ちょっと若干補足しますと、加齢性難聴の補聴器購入だとか18歳までの医療費無料制度については岩倉市は実施しているということで、国・県の制度とすれば岩倉市の負担が減ってくるということで、非常に大事なことだというふうに思っています。

国保については、市も含めて国に対しては意見を出しているところでありますので、これを提出していくということで大事なところです。

国保は所得が上がらなくてもずうっと上がっていく、国保と後期高齢者医療、介護保険というのはそういう仕組みになっているわけですけど、そういう制度で他の被用者保険とは全然違う仕組みになっているものですから、そういったところをやっぱり考えて国の負担を増やしてほしいというふうに思いますし、給食のほうは今の政治の状況で、来年度から、どこからかちょっと分かりませんが、小学校は無償化の方向が出ています。こういった時期にやっぱりしっかり意見を出していくところが大事ですし、愛知県は財政力でいえば東京都に次いで2番目に高い都道府県でありますので、そういったところも含めて、東京都では実施していてもなかなか愛知県で実施できないというところがありますから、そういったところの改善を図っていただきたいということでの先ほどの3項目の意見書でどうかと私も思います。以

上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかの委員の方、御意見、御発言等はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） ちょっと確認ですけど、今、木村委員3項目と言われましたけれども、ちょっとその3項目というのを確認のほうをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 片岡委員の提案のとおりで、国に対しては4つの意見書。今、愛知県のことを私は述べたわけで、愛知県の財政力を含めてそうやって言ったわけでよく聞いておいていただきたいなと思いますけど、国については国民健康保険、それから加齢性難聴の補聴器購入助成、18歳年度末までの医療費無料制度の創設、学校給食の無償化という4項目、4つの意見書。県に対しては、加齢性難聴の補聴器購入助成、18歳までの医療費無償化、それから学校給食の無償化という3つの意見書ということであります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに御意見はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、複数の委員から一部採択、そして意見書の中の一部をとという御提案がありましたのでそのようにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、委員間討議を終結します。

お諮りいたします。

討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

請願第6号を請願項目の中の大きな2番、国及び愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してくださいの部分の中で、1. 国に対する意見書の中で4件、①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険税にするために、十分な保険者支援を行ってくださいと、⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してくださいと、⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください、⑦の小中学校の給食を無償にしてください。

そして、2番の愛知県に対する意見書の中で3件、②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください、③子どもの医療費助成制

度を18歳年度末まで実施してください、④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設していただきたいの部分について、一部採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

よって、請願第6号は全員賛成により、先ほど述べた部分に関して一部採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

お手元に、タブレットの方は厚生・文教常任委員会の中の1. 定例会の中の令和7年の中の12月定例会の中の資料の中に継続審査申出案がございます。

お手元に配付しましたとおり、議長へ継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、一部採択されました請願第6号につきまして、意見書を委員会提出議案として提出することを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、議題といたします。

意見書の文案について、御意見はございますか。

1個ずつ見たほうがよろしいですか。

[発言する者あり]

◎委員長（水野忠三君） それでは、まず国に対する意見書のほう、①の文案が後ろにあると思います。国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める

意見書（案）、これについて御意見等ございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ざっと読んで、ちょっと言葉としてどうかなどというところが4行目の文章の最後のほうですね。「保険税の負担が重たくなっている」と。「た」は要らなくて、「重くなっている」でいいんじゃないでしょうかね。これは削ったほうがいいかなというふうに思います。

◎委員長（水野忠三君） 分かりました。4行目ですね。

じゃあ、確認します。

3行目の終わりから、「構造的な問題があり保険税の負担が重たくなっている」の部分を「た」を除いて「重くなっている」にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ほかにその他。

あと、内容等賛同できる、できない、その他。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、これは2022の数字なんですけど、5行目か。最新って分かんないかな。どうですかね、これ。2022年でもよければ。3年前ぐらいだったらいいのかな。分かれば最新がいいのかなと。

〔「ちょっと最新値を調べて、2024年度があれば」と呼ぶ者あり〕

◎委員（片岡健一郎君） そうですね、もしあれば。

可能であれば、そっちのほうの方がよりいいのかなと。すみません。

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、確認いただいた後で正・副に教えていただくということで。じゃあ、後で文案調整のときにということで。

ほかにございませんか。

提出先などもよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎委員（木村冬樹君） この請願の意見書案は全て、例えば国民健康保険だったらそこに関わっている団体が文案を作ってきているという、そういう実行委員会形式での自治体キャラバンなんですね。ですから、意見書案がそろっていないのはもう当たり前のことで、それを岩倉市が統一して出すということでは、それでいいというふうに思います。ですから、実施を強く求めるだとか改善を強く求めるだとか、そういうような形にして、項目ごとにも丸、句点をつけるということによって統一していきたいというふうに思います。

だから、この①のところでは、「下記事項の実施を強く求める」の後で、1、2の最後のところの文章の最後に句点をつけるということだというふうに思います。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

それでは確認をいたしますが、国への意見書①の中の「下記事項の実施を強く求める」の1、2の文末、最後にすることという部分がありますが、その後ろに丸、句点をつけるということによろしいですか。

あとは、文案調整は正・副委員長に御一任願いたいと思いますので、また必要が生じた場合には、句読点等についてはまた紹介議員の御意見も聞いて正・副で調整したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ほかに御意見、その他ございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、国への意見書①については、今修正などをした後のものについて委員会提出議案として提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、続いて一部採択されました中の国への意見書⑤ですね。加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書（案）、案がついているかと思いますが、こちらについて御意見等はいかがでしょうか。

よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） そうしたら、意見書の中身を統一することといえば、「助成の実施を強く求める」、「強く」を入れるでどうでしょうか。

あとは、補聴器医療の対象として。ちょっとこの3項目のうちの2項目めが、今まであまり議論したことがないことかなというふうに思っていますが、これをどうするかというところだね。

岩倉市では特定健康診査の項目に入っていませんけど、聴力検査機器を購入して、予約制でね、第1・第3水曜日の午前中に聴力検査をやっていますし、簡易聴力検査ですね。補聴器助成はやっているということには、ちょっとそこまで踏み込むかどうかというところは、皆さんの合意ができるかどうかで判断しましょう。

◎委員（片岡健一郎君） 確かに、この点については特に話し合ったことも

ないことかなと思います。

議論を経てやっぱり意見書を出していくというのが一番いいのかなと思いますね。この2については、もし可能であれば、ここで一致できるのであれば、今後の検討事項として今回はちょっと省いておいて、まずは現状の医療保険適用ではないんですけども、助成をお願いしたいということで国へ意見書を出してはいかがかなというふうにも思います。

◎委員（木村冬樹君） 2は外して、3は議論しているから入れてもらいたいということをやってもいいんじゃないかなと思いますから、これを2にしてという形で提出できればと思います。

◎委員長（水野忠三君） 今、木村委員のほうから、確認しますと、まず本文のほうの6行目で、「助成の実施を求める」の部分を「助成の実施を強く求める」にする。

それから、その続きの1、2、3の部分の「2. 補聴器購入を医療の対象とし、医療保険を適用すること」の部分削除して、3を2にして、「2. 特定健康診査項目に聴力検査を組み入れること」、これを2にして、1と2というふうにしたいというふうに御提案がございましたが、ほかの委員の方、御異議等ございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） すみません。この2行目、「加齢性難聴は日常生活を不便にし」というところが、もう少し「不便にし」じゃなく、不便を生じ、生活、何かもうちょっと言い回しがあつたらいいなという。

「不便にし」というのが、何かちょっと日本語的にどうなのかなという。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、「加齢性難聴は日常生活に支障を生じさせ」、「日常生活に支障を生じさせ」でどうでしょうかね。

「来す」というけど、支障が生じるとかいうから、「支障を生じさせ」にして、「コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になるとともに」という、そういうつながりでどうでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

それでは、ほかの委員の方から御意見等ございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） じゃあもう一度、再度最終確認をさせていただくと、まず2行目の「日常生活を不便にし」の部分は、「日常生活に支障を生じさせ」にする。

それから、6行目のところの「助成の実施を求める」の部分は、「助成の実施を強く求める」、「強く」を入れる。

そして、1、2、3の部分の「2. 補聴器購入を医療の対象とし、医療保険を適用すること」の部分は削除して、3の「特定健康診査項目に聴力検査を組み入れること」の部分を新たに2とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、文案についてはそのように決しました。
なお、文案の字句の整理等は正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、国への意見書⑤についてはそのように決しました。

続いて、国への意見書⑥18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書（案）について、文案等について御意見はございませんか。

よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、その文章の最後の「以上のことから、国において次の事項の改善を強く求める」にしたらどうでしょうか。

あとはいいかな。そうですね、愛知県の状況を書いてある、これはいいことだなと思いますし、全国の状況も書いてありますので。

◎委員長（水野忠三君） ほかに御意見等はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、確認をいたします。

ただいま木村委員のほうから、この説明の文章の部分の最後のところ、「以上のことから、国において次の事項の改善を求める」の部分の「改善を求める」を「改善を強く求める」、「強く」という言葉を入れるということで御異議ございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） 下から4行目、「創設することは全国民的な願いで」、「全国民」じゃなくて。

◎委員（木村冬樹君） 堀江委員の言うとおりの、あまり堅い言い方じゃなくて「全国民的な願いである」のほうがいいと思います。

◎委員長（水野忠三君） ほかに御意見等はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、ちょっと重複する部分もありますが、改めて最終確認をしたいと思います。

この文章の第4段落目の2行目、「創設することは全国民的な願いである」の部分は「創設することは全国民の願いである」に変える。

そして、6段落目、最後の「以上のことから、国において次の事項の改善を求める」の部分の「改善を求める」を「改善を強く求める」にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、文案はそのように決しました。

なお、この国への意見書⑥についても字句等の整理等は正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、国への意見書⑦学校給食費の無償化の早期実現を求める意見書（案）について、文案等について御意見はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ほかの意見書は強く要望するとかというふうにして、1というのを入れてやっているわけで、同じ形式にするのであれば、よって国に対して学校給食費の負担で……。どういうふうがいいかな。

例えば、「実現されるべき政策である」の後に、以上のことから、国において次の事項の実施を、下記事項の実施を強く求めるというふうにして、1. 国の負担で学校給食費の無償化を早期に実現することというふうにしたらどうかと思います。

ちょっともう一回言うね。ほかのところと合っていないところもあるけど、大体の形として同じようにするというのでいえば、実現されるべき政策である。以上のことから、下記事項の実施を強く求めるという切って、1. 国の負担で学校給食費の無償化を早期に実現することというふうにしたらどうかと思います。

◎委員長（水野忠三君） ほかに意見等はございませんか。

◎委員（大野慎治君） もう来年度から小学校の給食費無償化、自民党、公明党、維新さんで合意されてこれは決定事項になっているのに、そこに全く触れなくていいかというのが。

この12月に出すときに、ちょっとそこの部分を全く触れないまま意見書を出すとちょっとなという、そこの部分をどうやって入れるのかちょっと僕も文章が浮かびませんが、そこの令和8年度から小学校の給食費の無償化は実現の方向で進んでいるがぐらいのところが入っていないと、ちょっとここの12月に出すときにいけないのかなと。方向性はもうそうやって決まっているという。

◎委員（木村冬樹君） 今の大野委員の意見を組み入れると、2段落目まではいいとして、3段落目の始まりのところにその旨、国としてはと言ったほうがいいかな。国としては来年度より、来年度よりか、令和8年度より小学校の学校給食費の無償化を実施する方向であるがとか、そういう言葉を入れる。

国としては……。

◎委員長（水野忠三君） 国においては。

◎委員（木村冬樹君） 国においては、か。

◎委員長（水野忠三君） 国においては、令和8年度より。

◎委員（木村冬樹君） 8年度より小学校における学校給食費の無償化を実施する方向であるが、かな。

◎委員長（水野忠三君） 学校給食費の無償化を実施でいいですか。実施する方向であるが、予定であるが。方向であるが。

まだ議決といいますか、予算とか。自治体の負担部分とかはまだ決まっていないですよ。全額国でやる。

◎委員（木村冬樹君） だから、方向であるでいい。

◎委員長（水野忠三君） そうですね、方向である、が。方向で。

◎委員（井上真砂美君） 委員長、1つ。

そこはそういうふうに載せていただければいいと思いますが、その上のところの「9人に1人の子どもが貧困状態になっており」というのは、きっと何か統計であるんですよね。夏休みになると痩せる子どもがいるというのは、ちょっと反対に太る子どもがいる、ジュースばかり飲んでというような問題があるのを聞いているんですけれども、そこをちょっとカットしていただきたいです。現状として、痩せるより太って何か肥満になる子がいる。その辺のどこからの資料かちょっとよく分かんない。

◎委員（木村冬樹君） 貧困の定義をする指標がありまして、全世帯の平均所得の半分以下の世帯に属する子どもは貧困というふうに定め、国のほうもそうやって言っているんじゃないかな。

それで、それが当初6人に1人と言っていたのが7人に1人になって、今や9人に1人という、そういう状況まで来ているのではないかなと思います。だから、国の指標として全世帯の平均の所得の半分以下の所得の世帯に属する子どもの数がこのぐらいになっているということだと思います。9人に1人と減ってきているということかな。

◎委員（井上真砂美君） 9人に1人は相対的貧困率とかいうことで9人に1人は納得できるんですけれども、私としてはその痩せるというところがね。

痩せるというところが。

◎委員（木村冬樹君） 「9人に1人の子どもが貧困状態になっており」、後のこの中の言葉をカットして、「なっており、子どもの育ちを保障するうえで給食の役割は大きい」というふうにつなげたらどうでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） ほかの委員の御意見はありますか。

◎副委員長（堀江珠恵君） 私は6行目のほうなんですけれども、物価高で経済的に苦しい状況に陥っている世帯が増えている。世帯収入による教育格差が広がっている、これは物価高ではなく、もともと賃金が上がらないということによってそういった格差が広がっていきなりする部分もあるので、物価高だけではないなというふうに思うんですけど、この教育格差が広がっているの。その辺、ここだけにとどめてしまうのはちょっとなというふうに思うんですが。

◎委員（木村冬樹君） 「高物価で」というところをどうするか。

物価高騰があるから、「高物価で」の後の点があるでしょう。この読点を消すということによって、「高物価で経済的に苦しい状況に陥っている世帯が増え」で点になるもんだから、この「高物価は世帯収入より」にかからなくなるんだよね。というふうにしたらどうかな。

◎委員（井上真砂美君） 疑問点だけ出して、あとはちょっと正・副委員長で見てもらいたいんですけども、隠れ教育費という言葉も、もともと……。

◎委員長（水野忠三君） 何行目ですか。

◎委員（井上真砂美君） 上から文章でいうと5行目の一番右のところ。

◎委員（木村冬樹君） 何か変な言葉だね。

◎委員（井上真砂美君） ちょっとあまりにも教育費は隠れてないじゃんと思ってしまいうんですけど、何かその辺は。それもカットしてもいいような気がします。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、「などの」の後の「隠れ教育費といわれる」までをカットしましょう。そうすると、「体操着などの教育費の負担が重くのしかかっているうえに」でつなげたらどうですか。

◎委員長（水野忠三君） そうですね。

◎委員（木村冬樹君） さっきのは「高物価で経済的に苦しい状況に陥っている世帯が増えて」、この句点を抜くということによって、もともとその収入によっての教育格差が広がっているというのはあるわけで、それが教育格差があるということがあるんだけど、広がっているという表現になっているから、高物価の影響によってさらに広がっているという、そういうことで意味を取ってもらったらどうでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） ほかに委員の方からは。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、冒頭の1段落目というかな、ここは皆さん、この認識でいいのかな。

要は、学校給食というのはいもう教育の一環だから無償であるべきだということなのか、実は僕はちょっと違って、やっぱりあくまでも払うべき、保護者が払うものだと思っているんで、それを補助してほしい、補助する意味での無償化という意味合いだと思っているんで、そこは認識が一緒で。要は、僕この認識じゃないんですよ。ちょっと書き方としては、要は学校給食法第11条に書いてあることは別に僕は問題ないと思っているんで、これの書きっぷりだとどうかなと思っているんですけど、要はこの学校給食法第11条に書いてあること自体がみたいなのうに感じないかなと思って。どうですか。

◎委員（井上真砂美君） 同感です。

憲法26条で義務教育は無償とするはもちろんで、教科書は無償でいいんですけども、学校給食に対しては食材の提供というようなことを今までずっと補助金を出してとかいって保護者が担うものというふうにかけていて、義務教育の無償とはちょっと結びつけるのがどうなのかなというふうに思います。

私立学校とか、今不登校児童で学校に来ていないとか、休む子もいっぱいいますので、ちょっとその辺、義務教育の無償とするの中に学校教育は位置づけられているという文章は、確かにちょっと納得できないところもあります。

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、ちょっと委員長からで、なるべく原文尊重でということかというと、「しかしながら、」の後の「学校給食は「食育」として学校教育の一環として位置付けられているにもかかわらず」の部分までだけ削除して、教科書は無償になっている、しかしながら、学校給食法第11条で学校給食費は保護者負担とするとして保護者負担となっているという部分で事実だけを上げるということ、要するに学校給食費が無償、いわゆる本来の意味の無償の範囲かということには触れずに事実だけを併記するというのでいかがでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 厳密に言うと、しかしながらというのは、やっぱり言葉が入っちゃうと給食は無償化であるべきという考えがやっぱり入っちゃう。だから、一方。

◎委員長（水野忠三君） 一方か、他方。

◎委員（木村冬樹君） 他方でもいいし一方でもいいし、教科書は無償になっている。一方、学校給食法第11条では、学校給食は保護者負担とするとし

て保護者負担となっているというふうになれば客観的な事実にならないか。

他方というのも何かあれだな、一方でいいんじゃない。他方というともた少し感覚、意思が入っちゃうもんだから。

◎委員長（水野忠三君） なっている。一方みたいな感じで。

◎委員（木村冬樹君） 一方、学校給食法と。そういう形でどうでしょうかね。客観的事実だけにして。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに。

◎委員（大野慎治君） 大変申し訳ございません。過去の給食費の無償化は、無償化する自治体が増えていて、公平性の観点から全ての学校で国において給食費を求めるという意見書を出しているのに、その文章が全く入っていないけどいいかというのが。

ちょっと今まで出していた学校給食の無償化の意見書と内容にそごが出てくるけど大丈夫かなというのが、ちょっと懸念があります。去年の12月議会で出した学校給食費の無償化にはそれが入っていたんですよ。意見書で、全会一致でみんなで出したんですけど、それとはちょっと内容にそごがあるけど大丈夫かなというのが、岩倉市議会として内容を思い切り変えていっちゃうとよくないかなと。

◎委員（木村冬樹君） 2段落目の後にその文を入れましょう、3段落目で。

ちょっとごめんなさい、さっき大野さんとちょっと話ししたところで、9人に1人の子どもが貧困状態になっているというのが、やっぱり最新のデータで6人に1人、相対的貧困率は6人に1人というふうになっているもんだから、ちょっとここはやっぱり6人に1人というふうにしたほうがいいのかないかなと思いました。すみません。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。6人に1人。

◎委員（木村冬樹君） ちょっときちんと調べるけど、多分間違いないと思う。

◎委員長（水野忠三君） そうですね、一応何かどこかに記載があるもので。

◎委員（木村冬樹君） 過去の出したやつの、要するに給食費の無償化が広がっているという中でということを入れるということで、2段落目が終わった後にまた3段落目としてそれを入れてというふうにしたらどうかなと思います。

どういう文書だったかちょっと確認して提案します。

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、ほかに御意見はございませんか。

よろしいですか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎委員（木村冬樹君） すみません。提出先について、去年の12月だったかな、提出したやつに文部科学大臣が入っていますので、文部科学大臣を入れるということをお願いしたいということと、去年の意見書の中にはちょっと最新の数字が分かりませんが、令和6年6月12日、文部科学省は547の自治体が学校給食の無償化を実施していることを公表した。学校給食無償化を求める声の高まりにより全国ベースで実施が進められているという文章を3段落目として入れるというふうに提案したいというふうに思います。

◎委員長（水野忠三君） ほかに御意見等はございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎委員（片岡健一郎君） じゃあ、タイトルですけれども、これは同じ内容を県のほうも出ているんですけど、県のほうは学校給食費無償化という言葉にしているの。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 後のほうは「費」を入れたほうがいいんですかね。県への意見書は後で見ますけど、学校給食無償化。費は入れたほうがいいですか、後で。

◎委員（片岡健一郎君） そうですね。なので、国の意見書は学校給食無償化でいいんじゃないかなと思うんです。

◎委員長（水野忠三君） 「費」をつけない、「費」を取っちゃう。

◎委員（片岡健一郎君） どちらでも意味は通るんですけど、いかがですか。学校給食無償化の早期実現を求める意見書という。

◎委員（木村冬樹君） タイトルはそれでいいと思います。学校給食無償化の早期実現を求める意見書ということで、それでいいと思います。

昨年出したやつとの整合性を少し取らなアカンもんですから、そこはもう正・副委員長にお任せしますが、昨年出したものの4段落目、5段落目のところに少し全国の状況なんかが書いてありますので、そこもちょっと入れてもらってというふうで最終的に整えていただきたいというふうに思います。

◎委員長（水野忠三君） 分かりました。

ほかに御意見等はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、確認をさせていただきます。

まず、国への意見書⑦、表題、タイトルについては、「学校給食費の無償化の」の部分「学校給食無償化の」にする、「費の」を取るということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それから、第1段落は2行目からの「しかしながら、学校給食は「食育」として学校教育の一環として位置付けられているにもかかわらず」の部分「一方、」というふうにして、「教科書は無償になっている。一方、学校給食法第11条で学校給食費は」というふうにするというのでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それから、第2段落は、まず第2段落の中の1行目、最後のところで、「教材費、体操着などの隠れ教育費といわれる教育費の」の部分「隠れ教育費といわれる」を削除して、「教材費、体操着などの教育費の負担が重くのしかかっているうえに」にする。

それから、続きの「高物価で、」となっている部分の読点を取る、「高物価で経済的に苦しい状況に陥っている世帯が増え」というふうにする。

それから、あと第2段落の中の4行目の後ろのところ、「9人に1人の子どもが貧困状態に」の部分「6人に1人」または最新のデータに基づいて適正な数字にするということ。

そして、あと第2段落の中だと5行目後半の「貧困状態になっており、」の後ろの「夏休みになると痩せる子どもがいるというなかで」という部分を削除する。

そして、あとこの第2段落の後で、先ほど木村委員のほうから発言があった公平性に関する部分について第3段落として挿入をする。

文案については紹介議員の意見を聞きながら正・副委員長で文案等を調整したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、そのように決しました。

そして、この本来第3段落であった部分を新たに第4段落にして、「学校給食費の無償化は」の部分ですけれども、こちらのほうの新しい第4段落に

した部分の冒頭で、「国においては、令和8年度より小学校における学校給食費の無償化を実施する方向であるが、」というのを新たに加えて、その後ろに「学校給食費の無償化は」というふうにする。

そして、あと新たに第5段落になった「よって」以下の部分ですけれども、この部分は「よって」以下の部分は変更することにして、「以上のことから、国に対し下記事項の実施を強く求める。」で1番というふうにして、「国の負担で学校給食費の無償化を早期に実現するよう強く要望する」、「強く要望すること」ですかね。

「強く」ではなくて、「国の負担で学校給食費の無償化を早期に実現すること」でよろしいですか。

もう一回言うと、「1. 国の負担で学校給食費の無償化を早期に実現すること。」、それで「以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する」というふうにして、あとの提出先については文部科学大臣を加える。

削除する提出先はありますか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、文部科学大臣を加える。

それから、あと大臣の順番等については、提出先の記載する順番等については正・副委員長で調整するでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、ただいまいただいた御意見、お諮りした内容に沿って意見書の文案を決めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） そして、紹介議員の意見も聞きながら文案を調整するところ、それから字句の調整が必要な部分については正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、国への意見書については以上4件にしたいと思いますが、暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、続きまして愛知県への意見書のほうについてお諮りをしたいと思います。

まず、愛知県への意見書②加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書（案）について、御意見等はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど、国への意見書を直したように、2段落目「加齢性難聴は日常生活に支障を生じさせ」に変わるということと、4段落目の最後、「助成制度の創設等を強く求める」。

今回、県に対しては保険適用のことは書いてありませんので、国に対して公的助成制度の創設を強く働きかけることですから、このまま入れたままでどうかなというふうに思います。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかの委員からのほかの御意見等はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、確認をさせていただきます。

愛知県への意見書②のところの、まず文章の第2段落、「加齢性難聴は日常生活を不便にし」の部分を「加齢性難聴は日常生活に支障を生じさせ、」というふうにするでよろしいですか。

それから、あと文章の中の4段落の最後ですかね。「助成制度の創設等を強く求める」で、「創設等を求める」の部分に「創設等を強く求める」、「強く」という言葉を挿入する。

それから、あと1、2、3の部分は愛知県への意見書のほうではそのままにするで御異議ございませんか。

あとは何かよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、文案についてはそのように決しました。

あと、字句の整理等が必要な部分等については正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、愛知県への意見書③子どもの医療費助成制度の18歳までの引上げを求める意見書（案）について、意見書の文案等について御意見はございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） 2行目の後半ですけど、全国的には医療費のほうで多少お金を出していくという、発熱してお金が手元になくて行けない状況もあるかもしれないですけど、愛知県でほぼほぼ多分その入院費のほうは、通院のほうって無償にされている実施自治体が結構多い中なので、この書き

っぷりは要らないのかなというふうに感じたりもするんですけど、いかがでしょうか。

お金がなくて病院に行けないという状況はない、愛知県に関しては。愛知県への要望なのだと思いますけど。どこまでのところをお金がなくて行けないという状況にやるのかな。

◎委員（木村冬樹君） 県に出すやつですので、愛知県の制度としてはもうとにかく中学卒業までは無償化ができていて、そこはカットしましょうか。一文ね。

「子どもは病气やけが多く、重症リスクが高いため早期の診断と治療が大切である」までにして、「そのため、子どもの医療費無料化制度は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている」というふうにつなげるということできましようか。

それと、あともう一点、文章の最後、「よって、愛知県において、次の事項の改善を強く求める」、「強く」を入れるというふうでどうでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） ほかに御意見等はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、ちょっと確認をさせていただきます。

愛知県への意見書③については、最初の上から2行目後半の「発熱しても手元にお金がなくて病院にいけない状況は、病状が急変しやすい子どもにとって命に直結する問題である」の一文を削除して、「治療が大切である。そのため」というふうにつなげるということによろしいですか。

それから、あとの最後のほうの「よって、愛知県において、次の事項の改善を求める」の部分の「改善を求める」を「改善を強く求める」、「強く」を挿入するということによろしいですか。

ほかの御意見等ございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、そのように決しました。

そして、あと文章中の字句等の整理が必要な場合は正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、愛知県への意見書④愛知県に学校給食無償化のための補助を求める意見書（案）。こちらについて、文案等について御意見はございませ

んか。

◎委員（木村冬樹君） 国に対する意見書と同様の文章に改めて、最後のところの「東京都では」というところが入っていますので、ここはちょっと比較する意味で入れておいたらどうかというふうに思います。あとはそのとおりという形で。先ほどの国に対する意見書の修正した内容をそのまま当てはめていくというふうでどうでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） ほかの御意見等はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、文案等につきましては国への意見書⑦に準じて修正を施すということで、紹介議員の意見等を聞きながら正・副委員長で調整したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、国への意見書⑦の修正に準じて修正をするということに決しました。

そして、字句等の整理、それからあと紹介議員からいただく案についての調整等も含めて御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと委員長、1点だけ。

さっきの意見書の中で最初にやった国民健康保険の関係の国への意見書ですけど、今ちょっといろいろ調べましたけど、やっぱり最新が2022年度ですね。厚生労働省の調査がやられたのがその年みたいで、厚生労働省保険局調査課というところで令和4年度の調査がされたということで、それ以降のちょっと数字が、比較の資料がないということで、申し訳ありません。お願いします。

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、少し戻りますけれども、国への意見書①のほうの第2段落で、「2022年度の保険料の負担率で見ると」という以下の数字については原則そのまま、紹介議員において再度確認して、もし最新のものが仮にあった場合はそちらにする、そういうのがなければこのままでいくということで、数値に関してはよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

そして、あと全体を通じまして、繰り返しになりますけれども、意見書の調整と紹介議員との調整、それからあと字句等の整理については正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。
以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。